

愛媛県 質問事項

月日	No	内容	回答 (本県の見解)
8/12	1	JA 育苗センターや研修センターで使用した肥料は対象か	研修センターは、農業経営を行う者に関して疑問があるため対象外。 育苗センターが農家の作業の一部を代替するとの位置づけで、肥料価格高騰分を苗代に上乘せしていなければ対象。ただし、支援額の算定に用いる肥料費は、JA の手数料等を含まない仕入原価を用いてください。
8/12	2	法で言う「肥料」であれば土壌改良材の要素が強い資材（苦土石灰など）も含まれるか	含まれる、登録されている肥料はすべて対象
9/15	3	取組の証拠書類とは	写真や作業日報等を想定。おって農林水産省より証拠書類の例を示す予定。
9/15	4	輸入肥料も対象か	肥料法に基づく外国生産肥料の登録があれば対象。
9/15	5	JA が農業経営を行う場合の肥料は対象か	対象。
9/15	6	申請者と振込口座が名義が異なる場合の対応は	原則としては、同一名義とする必要があるが、やむを得ない場合は、名義が異なる旨を申請書等に明記したうえで、取組実施者と参加農家との間で調整ができれば可。
9/15	7	肥料購入でポイント還元している場合は、ポイントを引いた額で申請する必要があるか。クレジットカードの場合もどうか。またこれは販売店舗でないとわからないが、どう対応すべきか。	ポイントを差し引く必要はない。
9/15	8	問3-8では「参加者が所在する都道府県」とあり、問6-1では「取組実施者所在地のある県協議会」とありますが、例えばホームセンターで購入する生産者に対して、ホームセンター本社がとりまとめて申請する場合は、ホームセンター本社の所在地へ申請したので良いか。	問6-1は出作の場合であることに留意。当該ホームセンターが広域に店舗展開している場合は、問3-8に該当する。
9/15	9	グループ申請する場合は、自署は不要なのか	参考様式では、農業者が制約事項を確約したことを確認するため、自署を求めているところ。同等の確約が取れば工夫することは可

9/15	10	既に2割削減をしているエコファーマー、エコえひめ、環境直払、有機農業の場合は、特認技術で良いか。また、大半が前述の取組である場合は、特認技術に○をしたただけでも良いか。逆に大半でない場合は、別の取組に○が必要か（以前送付）。	問4-3のとおり。2割以上削減を大幅に超える対応が行われていることを証明できる場合は、これを確認することで取組要件を満たしているものとする。 お問合せのエコファーマー等は、取組メニューのチェック欄の記入を省略することができる。 取組面積の半分以下など、一部で取り組んでいる場合でも、堆肥や有機質肥料等の欄に○印を記入できると考えますが、特認技術とすることは妨げません。
9/15 (9/29追記)	11	問4-5の意味が分かりにくい。もう少しわかりやすく記載できないでしょうか。申請する肥料を使った作物のうち、半分以上が取組をしていない場合は申請ができない（取り組んでいることにならない）ということでしょうか（前のほうがわかりやすかった）。そうである場合は、これまでの解釈とは大きく異なるので、アナウンスをしっかりとする必要があります。	作物の作付面積の合計の半分以上を占める代表的な作物がある場合は、その作物で取組を行ってください（ない場合は上位2品目）。なお、その代表的作物での取組の実施面積の規定はありません（取組可能な面積で可）。
9/19	12	愛媛県農業再生協議会は、推進費のみ先に交付申請し概算払いで経費（人件費）を支払うことも検討しています。推進費で概算払、秋肥で概算払、春肥で精算払、という3段階は不可なのでしょうか。以前に送付いただいた「都道府県担当者限りQ&A」で要検討になっておりました（8/12、305）。	年内に推進費、2月に秋肥、3月に春肥の概算払いを予定しているとのことであるので、それぞれの概算払いに間に合うように交付決定を行うことで対応可能。
9/19	13	生産者の面積下限はあるか。	なし、販売していることが条件。
9/19	14	苗販売業は対象か。	苗生産に使用する肥料費についても、苗販売額に肥料費の上昇分を計上していない場合に限り、化学肥料低減の取組を行うことで、令和4年6月～令和5年5月までに購入したものについて、支援金の対象とすることができる。
9/20	15	肥料で、有機質肥料（加里）の割合を増やす取り組みは該当するか	有機質肥料の施用量を増やすなどの取組は、「キ」に該当。
9/19	16	土壌診断はpH・ECで良いか。	分析結果によって、化学肥料の低減につながるのであれば良いので、農家が自ら説明できるようにすること。
9/19	17	都道府県限りのQ&A129（8/8）に以下の記載があります。 「Q. 取組計画書に銘柄ごとの単価も記入する必要があるか。（単価は営業上機密としたい。）	重複しないよう肥料の種類を確認する等ご指導をお願いします。 例えば、申請の中に他店舗で購入した肥料も含まれている等、複数の取組実施者に申請している可能性がある場合、重複がな

		<p>A. 注文時期と購入したことがわかるもの（肥料の種類、数量、購入費が記載されているもの）であれば、銘柄毎の単価は不要。」</p> <p>「肥料の種類」とした場合、1人の生産者が複数の取組実施者から申請した場合には、重複しているかどうかの判断ができないのではないかと。</p>	<p>いか、必要に応じて取組実施者間で確認するなど、ご対応いただきたい。</p>
9/19 11/15 追記	18	<p>6～10月に価格が確定しているが、請求書の発行ができず申請できなかった秋肥を、春肥の申請時期に申請できないか</p>	<p>春肥とあわせて申請することは可能であるが、高騰率は秋肥のものを使って支援金額を算定することに注意すること。</p> <p>秋肥は年内1回、年明け1回、計2回に分けて受付を行いますので、原則、2回の申請で対応願います。</p>
9/19	19	<p>Q&Aに「肥料上昇分の3割を超える補助金を国や地方自治体から受け取る場合、支援金額を調整する必要がある。ただし、肥料以外のコストを含めて支払われた補助金や対象期間外の肥料費に対して支払われた補助金は調整の対象としない。」とあるが、農協独自の助成についても同様の考え方でよいか。例えば、本事業の対象とならない土改材を含めた肥料費への助成や農薬・資材代を含めた費用についてはどうか。</p>	<p>Q&A問5-18のとおり、販売したJAが肥料に対する奨励金等を支払う場合、その助成分のかが買うを引いたもので申請する必要がある。肥料以外への助成について算定は不要だが、資材全体の中から肥料代金は区分できると思うので、奨励金のうち、肥料代金に相当する額は差し引いて申請すること。</p>
9/19	20	<p>問3-8には、支店や販売員等の単位での取組実施者としての申請は可能となりますが、問6-2の「組織名の口座」と記載がありますが、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組実施者：JA愛媛（南予支店） ・口座名：JA愛媛南予支店（長） <p>でも良いか</p>	<p>可能</p>
9/19	21	<p>本事業の対象者について、Q&Aでは「農業経営を行うものである必要があり、原則として農産物の販売実績があることが前提」とあるが、販売金額について一定の金額以上等条件はあるのか。</p>	<p>ない。</p>
9/19	22	<p>要領第15には取組実施者が作成又は収集する書類として取組を実施したことが確認できる書類があるが、農業者・取組実施者双方が同一の書類を保管する必要があるという認識でよろしいか。また事業実施主体による確認は農業者へ行くのか、取組実施者へ行くのか。</p>	<p>農業者・取組実施者ともに同一の書類を保管することが望ましい。確認は取組実施者に対して実施し、場合によっては農業者にも確認する可能性があります。</p>
9/21	23	<p>JAの部会として土壌診断の点数を増やすのは取組強化「◎」にあたるか。</p> <p>グループ申請では「◎」にあたると思うが、生産者一人一人では点数が増えている</p>	<p>点数の増加により、より精緻な把握が可能となり、その結果が地域の農家の一層の施肥量低減につながる事となるのであれ</p>

(9/26)		人と増えていない人が混在することになる。 結果として分析していない生産者もある（地域単位での対応をしているため）	ば、取組強化に該当する。 （結果として施肥改善になっているのであれば問題ない）
9/21	24	大口割引については、生産者の購入額により段階が分かれており、さらに、年度末にならないとその金額は確定しないが、どのように対応すべきか。 （秋肥申請時には確定していないうえ、春肥も締切が早ければ確定していない。）	金額が確定した時点で、大口割引分を肥料代から差し引いて変更（算出）するか、早期に申請が必要な場合は、補助金返還とならないように見込みで多めに差し引くなど対応してください。
9/21	25	R3 年 5 月以前に予約注文で R3 年作水稲用の肥料を購入したが、不足しており当用買いをしたものがある。来年の春肥に水稲用肥料を注文した場合、当用買い分が重複するため、差し引くべきか。 JA では、すべてのこのような事例を把握しきれないが、どうすれば良いか。	（販売農家に 1 年分の肥料であることを周知し、差し引いてもらうしかないと思う） 今年の水稲用肥料を秋肥の期間に当用買いで購入して支援金の交付を受けた場合、その肥料が来年の春肥で購入するものと重複することを心配したものとするが、極端に多くなければ仕分けも難しいことから、来年の春肥においては、生産に必要なとなる適切な量を購入して申請いただければよい。
9/26	26	タケノコは該当するか。 問 4 - 6 はすべての作物生産に施用するものが対象になる、とあるが。	タケノコは該当。
9/26	27	取組メニュー「ケ 肥料施用量の少ない品種の利用」とは、例えば吸肥力の強い品種や台木に変更することでも良いか	ケ) の取組は、施肥量が少なくても従来品種と同等の生産性がある品種を想定していたところ。吸肥力の強い品種であれば化学肥料の低減につながることも考えられるが、台木に関しては、病害虫抵抗性や収穫量を高めることが目的であって、化学肥料の低減に資するかは疑問に思う。
9/29 10/18 追記	28	シの局所施肥の利用について、作業受託をしている方が実施していれば肥料購入者が要件を達成したことになりますか？	肥料代は委託者が負担し、一部の作業（局所施肥）を受託者に実施してもらっているということであれば、達成したことになる。
9/29 10/18 追記	29	サの可変施肥機及びスの育苗箱施肥について、具体的な取組はどのようなものを想定されていますか？	（スマート農業で言う部分的に施肥を加減するもの、水稲育苗箱全量施肥など） 「サ 可変施肥機の利用」は、施肥量を自動調整する機能を有した機械の利用、「ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用」は育苗

			培養土に専用肥料等を施用する技術の導入を想定します。
9/29 10/18 追記	30	<p>様式(化学肥料低減計画書)の作物名は、どの程度詳細に記入する必要がありますか?(品種ごと)</p> <p>水稲 ⇔ コシヒカリ、ひめの凜</p> <p>野菜 ⇔ 果菜類、根菜類 ⇔ ブロッコリー、サトイモ</p> <p>柑橘 ⇔ 温州、中晩柑 ⇔ 南柑 20 号、不知火、河内晩柑</p>	化学肥料低減計画書の作物名には、水稲では水稲と記載していただいてかまいません。が野菜や果樹にあつては「野菜(ブロッコリー)」、果樹(温州みかん)」と記載してください。なお、品種名まで記載する必要はありませんが、「ケ 肥料施肥量の少ない品種の利用」のメニューに取組む場合は、品種名も記載してください。
9/29 10/18 回答	31	<p>問4-5(2)について確認したい。</p> <p>「支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、取組を行う作物について記載する」とあるが、最後の行には「合計欄にはすべての作物の作付面積の合計」とあり、解釈が分かれる。</p> <p>合計欄には「取組を行う作物すべての作物」という理解で良いか。</p>	取組を行わない作物については、「その他」としてまとめて記載してください。その上で、合計欄には参加農家の栽培している作物全面積を記載してください。
9/29 10/18 回答	32	↑上記の問いの場合、取り組んでいない作物も含まれる場合、問4-5のとおり取組をしている作物の面積が半分以上ないと対象外ということか(過去の問いに関連)。	作物面積の合計の半分以上を占める代表的な作物がない場合は、これに準ずる2品目以上で取り組めば良いこととしており、半分以上でなくても対象としている。
10/5 10/18 回答	33	<p>本QAの問26について</p> <p>タケノコが該当するとなると、問4-5でいう作付面積の半分以上がタケノコになると思われるが、タケノコでどんなにわずかでも取組を行う必要があるということか。</p> <p>面積は少なくとも肥料を多く使用する施設園芸で取り組むべきであり、Q&Aは修正する必要があるのではないか。同様な事例は他の作物の組み合わせでも考えられるので、修正していただきたい。</p>	<p>作物によって施肥量は様々であると考えますが、一般的に栽培面積が大きければ施肥量も多いものと考えてQ&Aを作成したところです。あらゆる作付けパターンを想定して示すことは難しく、農家に施肥量の多い作物を計算させるのも手間と考えますので、原稿のQ&Aでの対応をお願いします。</p> <p>作付面積の大きいタケノコで何らかの取組を検討いただき、実際には施設園芸で削減に取り組んでいただければと思います。</p>
10/6 10/18 回答	34	<p>苗販売業者が申請するにあたり、以下の点を確認させてください。</p> <p>①土壌診断により施肥を加減している場合は「ア 土壌診断による施肥設計」に該当するか。</p> <p>②苗の生育を見ながら施肥を加減しているが、「イ 生育診断による施肥設計」に該当するか。</p>	<p>通常の一般的な栽培技術ではなく、低減技術として取り組むことが必要。通常の技術であれば、取組の強化・拡大も行うことが必要。</p> <p>③のポット施肥については、「シ 局所施肥」ではなく「ス 育苗箱施肥」の取組に該当します。Q&A問4-12のとおり対応</p>

		③ポット毎に施肥していることが「シ 局所施肥の利用」、「ス 育苗箱(ポット苗) 施肥の利用」、どちらに該当するか。	願います。
10/6 10/18 回答	35	苗物が該当するのであれば、鉢物(花卉など)はどうか。また盆栽も該当するの か。「作物」の定義を明確にしてほしい。	苗販売業と同様に鉢物(花苗)であったとしても、販売価格に肥 料上昇分に計上していないことを示していただくことで支援金 の対象となる。盆栽業は、「花き作農業」に該当する。
10/6 10/18 回答	36	本QAの問15関連で確認 ①化学肥料と有機が混ざった肥料を使う場合は「キ 有機質肥料(指定混合肥料等 を含む)の利用」に該当することで間違いな いか。 ②①の有機部分の割合を増やすことは「キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む) の利用」の取組拡大に該当するか。具体的には肥料成分の一部(加里)を化学肥料 の割合を減らし、有機を増やす。	①間違いな い ②取組強化・拡大にあたっては、当該肥料の利用量・面積の増加 や有機割合の増加(結果として化学肥料の低減につながる)等 が対象となる。
10/7 10/18 回答	37	ほ場への施肥は、個人購入の肥料以外に、グループで液肥を購入し、スプリンクラ ー散布しているものがある。 その場合、以下の申請が考えられるが可能か どうか。 ①個人購入の肥料は個人の化学肥料低減計画書を提出し、グループ購入分はグル ープで化学肥料低減計画書を提出する。 ア) 個別申請とグループ申請の取組実施者は同じ(1つの申請) イ) 個別申請とグループ申請の取組実施者が異なる(複数の申請) ②グループ購入分を販売農家ごとの面積で按分して個別の化学肥料低減計画書で 提出する。	グループは、スプリンクラーによる共同施肥を行う任意組織で あり、法人等経営を一つにするものではないと思 慮。 化学肥料低減計画書は、個々の農家ごとに提出するものである ことから、取組メニューの該当する場所に○印を付したうえで、 ②で提出すべきと思 慮。
10/12 10/18 回答	38	注文票がないが納品書ではだめか。	予約注文販売はしておらず、6月以降の肥料しかないというこ とであれば注文票は不要。
	39	個人の肥料販売店で定款などが ない場合、肥料販売届や個人事業開始届、営業証明 書など、個人事業主が事業を営んでいる事を証明する書類があれば 良いか。 不可の場合は、販売農家とのグループとして代表者と規約を定める必要 があるか。	問3-1のとおり、代表者の定めがあり、規約・規程類が規程類 が整備されているとあり、規約等を定める必要があります。
	40	県境で高知県4名、愛媛県4名のグループである場合、それぞれの県協議会に4名	不可。問3-8のとおり、取組実施者ごとに5戸以上の農家の

		で申請することは可能か。	参加が必要です。
	41	請求書には肥料以外のものも含まれており、提出書類が膨大なるため、販売業者が肥料のみを抜き出し、新たな書類を作成して提出することは可能か。	参加農業者の一覧表を作成し、請求書に代えることは可能であるが、請求書として必要な項目をそなえているとともに、作成者（販売業者社長等）名を明確にするなど、正式な書類としておくことが必要。
10/12 追加	42	肥料成分含有量を増やし、施肥量を減らしコストも削減できている。これは「セ 化学肥料の施用量・肥料銘柄の見直し」に該当するか。 ①NPKの総量は変わらない場合はどうか ②NPKの総量は少し減った場合はどうか ③NPKの総量は増えた場合はどうか	①使用量の削減にはならないが、コスト低減となるので該当 ②使用量の低減になるため該当 ③使用量の低減にならないため不可
	43	麦のドリル播き（側条に施肥する）は「シ 局所施肥の利用」に該当するか。	該当する
10/14	44	注文を受けた後、配送が遅れ令和5年5月までに請求書が発行されない場合でも、支払うことが確実である根拠書類が示されれば、支援対象としても良いか。 （確約書などを記載してもらおう など）	問5-5に記載しているとおり、確認に必要な項目が把握できるものが必要であり、確約書等において、必要な項目を確約できる内容である根拠書類を用意してもらえば、支援対象となります。
10/17	45	（44に関連して） 秋肥の申込準備をしているが、販売農家が請求書・領収書を紛失している場合、販売業者がその販売農家に肥料を販売しお金を支払ってもらっていることが間違いないと認める場合、申請の対象としても良いか。	（愛媛県再生協の見解） （問41に関連、整合性がとれていれば問題ない） 貴見のとおり（注文書があることが前提になります）。 間違いない＝証拠書類がある、と承知。その証拠書類を提出いただく必要がある。
	46	問3-5、「農業法人において農作業に従事する構成員や従業員が5人以上いる場合」の解釈について、法人の届出は2名だが、別会社からの派遣等で5名以上となる場合も対象として良いか（グループ会社からの派遣はカウントして良いか）。	従業員には、正社員、契約社員のほか、アルバイト、パートなどの非正規雇用も含まれます。グループ会社からの派遣については、別の法人からのお手伝的なもの（雇用関係なし）であれば、対象となりません。
	47		

	48		
10/20	49	<p>問5-13で「経費負担については、取組実施者内でご検討ください」とあります。「取組実施者内」という意味を解釈すると、肥料販売業者と販売農家が話し合い、例えば、肥料販売業者が販売農家へ周知する際にかかった費用（印刷費・郵送代など）及び振込手数料を差し引いて、販売農家へ支援金を振り込んでも良いか。</p> <p>販売農家が、肥料販売業者の苦勞を気の毒に思い、経費を差し引いて支援金をください、と言ってくれているが、問題ないか。</p>	<p>農家へ支援金を支払うための振込手数料のほか、真に必要なものであれば（事務経費等）、参加農家との調整を行っていた上で、支援金から差し引くことは可能。</p>

11/15 No18 に追記